

第2次 御殿場市
子ども読書活動推進計画
【改訂版】



令和4年4月

御殿場市・御殿場市教育委員会

まえがき

すべての子どもたちに豊かな読書活動を

子どもの健やかな成長に、読書活動が大きな役割を果たしていることは以前から言われてきたことです。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしてくれます。幼児期からあらゆる機会や場所を使い、読書に親しみを持たせることは、社会全体として果たさなければならない大切なことです。

本市では、平成29年4月に「第2次御殿場市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は令和8年度までの10年間の計画です。第2次推進計画の大きな柱は「社会総がかりで子ども読書活動を推進する」ということです。これらを意識して、ブックスタート事業や各学校での朝読書、読み聞かせなど様々な取組みが行われて来ました。策定から5年が経過し、今までの取組みを小中学校の児童生徒を対象とした「読書についてのアンケート調査」の結果から評価し、今後5年間の数値目標や活動内容を設定しました。大枠には大きな変化はありませんが、デジタル社会を見越した取組等が新たに追加されています。

毎年、全国学力・学習状況調査が行われており、その調査の中に「平日にどのくらい読書をするか」という質問項目があります。教科書、参考書や漫画を除いた読書時間ですが、全く読まない子どもは6～7パーセントと時間の長短はありますが、日常的に読書をしている姿が伺えます。しかし、義務教育まではある程度読書をしている子どもが、高校生になると無読率が急激に高くなるというデータがあり大きな課題となっています。子どもの読書活動を充実させ、高校生になるまでに読書習慣を形成する必要性を感じます。また、これからの社会は、技術革新が急激に進んでいくため、電子メディアが子どもの読書環境に大きな影響をもたらす可能性があります。これらのことを念頭に置いて本計画を進めて行く必要性も感じています。

本計画が着実に実行され、豊かな読書活動が御殿場の子どもたちに定着できますように、関係する皆様のご協力をお願いします。

令和4年4月

御殿場市教育長 勝亦 重夫

目 次

第1章	計画（改訂版）策定の背景	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動を取り巻く環境	1
3	国の動向	1
4	静岡県の動向	2
第2章	計画の基本的な考え方	3
1	計画（改訂版）策定の目的	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の基本方針	4
4	計画の対象者	5
5	計画の期間	5
第3章	第1次計画における取組の検証	6
1	家庭における取組	6
2	市立図書館における取組	7
3	学校等における取組	8
4	関係機関における取組	11
5	普及活動における取組	12
6	数値目標の検証	13
7	市立図書館統計資料	15
第4章	第2次計画のための基本方針	16
1	社会総がかりで読書活動の推進	16
2	読書の楽しさを知るきっかけ作り	18
3	読書環境の整備・充実	18
4	普及活動の推進	18
5	必ず実行するために	19
6	施策の推進	20
7	第2次計画の数値目標	30
資料1	御殿場市子ども読書活動推進会議設置要綱	33
資料2	御殿場市子ども読書活動推進会議名簿	35
資料3	読書についてのアンケート結果（抜粋）	36
資料4	子どもの読書活動の推進に関する法律	41
資料5	文字・活字文化振興法	43

第1章 計画（改訂版）策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが思考力や創造力、表現力を培い知識を得て、情操を豊かにし、より強く深く人生を生き抜いていく力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。乳幼児期から読書に親しむことにより、子どもは他人を思いやる豊かな人間性を育み、自ら考え自ら判断する“生きる力”を身につけることができます。そのためには、家庭、地域、学校、園、市立図書館等が連携し、市民が生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立するための方策を実行し継続していくことが重要であると考えます。

2 子どもの読書活動を取り巻く環境

近年、科学技術の進歩及び情報化の進展や核家族化の進行等により、子どもを取り巻く社会環境・読書環境は急激に変化しています。インターネットやスマートフォン等の普及により、子どもの間に読書離れが進行しています。その傾向は小中学校と学年が上に進むにつれ、顕著になっています。さらには、読書する子どもとしない子どもの二極化傾向もみられます。こうした環境の中で、子どもが読書に親しむきっかけと環境を整備し、読書習慣形成のために全市あげて、計画的かつ継続的な取り組みが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、これまでの経済、社会、生活が一変し、市立図書館の利用を始めとした子どもの読書活動にも大きな影響を及ぼしました。このような状況下においても当然に読書に親しむ機会の充実が必要であると考えため、コロナ禍に対応した読書環境の提供や読書推進のための方策が期待されています。

3 国の動向

子どもの健やかな成長のために、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、平成13年（2001年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。更に、平成14年8月に、この法律の規定に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後平成20年3月に第2次、平成25年3月に第3次の計画を策定、そして平成30年4月には第4次の計画を策定しました。

また平成17年7月には、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的とした「文字・活字文化振興法」を施行しています。

4 静岡県の動向

静岡県は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、平成16年（2004年）1月に「静岡県子ども読書活動推進計画－『読書県しずおか』をめざして－」を策定しました。その後、平成20年2月に「後期計画」を策定し、さらにその成果や課題を踏まえ、平成23年3月に「静岡県子ども読書活動推進計画－第2次計画」を策定し、平成26年3月には見直しを行った「第2次中期計画」を策定しました。そして平成30年3月には、「静岡県子ども読書活動推進計画－第三次計画－『本とともだち』プラン」を新たに策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画（改訂版）策定の目的

御殿場市では、“本でつながろう・ごてんばのあした”をスローガンに、「子どもが本と出会い、本にふれ、本の楽しさ・大切さを知り、次の世代へその素晴らしさをつなげること」を目的として、平成19年（2007年）3月に「御殿場市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、家庭、幼稚園、保育園、こども園、小中学校、市立図書館、ボランティア団体等の各分野が連携し、それぞれの役割を果たすことができるように取組を進めてきました。

ブックスタート事業、朝読書、読み聞かせ等の取組を全市的に行ってきた結果、第1次計画策定前の平成18年度と計画最終年度の平成27年度を比較すると、市立図書館における児童書の貸出冊数は、9年間で64%増加するという成果を出しています。なお、第1次計画の実施期間は当初、平成19年度から平成27年度までの9年間でしたが、1年間延長し10年間としました。

計画期間が10年を経過した平成29年4月には、第1次計画の実施内容、成果、課題を検証し、社会情勢や読書環境の変化を踏まえつつ、子どもの読書活動推進を継続し、さらに充実していくために、令和8年度までの10年間を新たな計画期間とする「第2次御殿場市子ども読書活動推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

令和3年度は計画の中間年度です。本計画において、概ね5年を目途に計画の遂行状況を踏まえ見直しを図ることとしていることから、計画の基本的な考え方は引き継ぎつつ、小中学校の児童・生徒を対象とした「読書についてのアンケート調査」を実施し、これまでの現状把握及び課題分析を踏まえ、数値目標や取組内容を中心とした見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するもので、第四次御殿場市総合計画後期基本計画の政策方針4「富士山のように大きな心を持った人づくり」の実現に寄与するとともに、御殿場市教育振興基本計画に掲げる政策のひとつである「生涯学習と地域活動の推進」との整合を図って策定したものです。

また、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、県が策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」を基本として、これまでの第1次計画の主な考え方を引き継ぎ、これまでの取組を継続・発展し、今後の御殿場市における子どもの読書活動推進に必要な施策について方向性を示すものです。

※本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の17項目のうち、次の目標達成に寄与するものです。



- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを

3 計画の基本方針

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭や地域、幼稚園、保育園、こども園、小中学校、市立図書館、ボランティア団体等が、それぞれの役割を果たしつつ連携して、社会全体で取り組むことが重要です。本計画を推進するためには、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ読書体験を深めるような機会を提供するとともに、より良い環境づくりに努めることが必要となります。

本計画は、第1次計画で成果のあった子どもの読書活動推進を、継続実施するために、4つの方針を掲げ進めていきます。それにより読書習慣を子ども時代に定着させ、最終目標として市民一人ひとりが生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立を目指します。

(1) 社会総がかりで読書活動の推進

家庭や地域、学校等にはそれぞれの役割があります。子どもの読書を習慣化していくために、家庭、地域、市立図書館、学校等が一体となった教育コミュニティづくりを進め、ボランティア団体と連携し、社会総がかりで子ども読書活動を推進します。

(2) 読書の楽しさを知るきっかけ作り

ブックスタート事業による家庭での読み聞かせの啓発、子どもの発達段階に応じた「読み聞かせ」、学校の「朝読書」等の取組によって、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ読書体験を深めるような機会を提供します。

(3) 読書環境の整備・充実

子どもが読書活動に関心を持つように、いつも本が身近にある環境を整備します。既存の市立図書館や学校図書館を充実し、さらに令和3年（2021年）4月に駅前が開所した生涯学習施設である「富士山市民のサロンけやきかん」における読書がしやすい環境の整備や、令和8年4月の開館を目指して進行中である新図書館整備事業での子どもの需要に合致した環境の構築、GIGAスクール構想を受けた小中学校への一人一台タブレット端末の整備によるICT機器及び学校図書館の電算化による蔵書管理を活用した読書環境の検討等、子どもを取り巻く読書環境の一層の整備と充実を目指します。

(4) 普及活動の推進

市ホームページや広報紙、地元報道機関等を活用して、この計画や子ども読書活動の推進に関する法令やイベント情報等を周知し、広く市民に子ども読書活動の大切さと、社会総がかりでの支援の必要性を普及していきます。

4 計画の対象者

本計画は、御殿場市の0歳から概ね15歳までの子ども及び、子どもの読書活動を支援する立場にある保護者、幼稚園・保育園・こども園・小中学校の教職員、市民ボランティア、行政職員等を対象者とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間とします。令和3年度（2021年度）は計画期間の中間年度に当たるため、計画の遂行状況を踏まえて見直しました。又、今後も見直しの必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

第3章 第1次計画における取組の検証

1 家庭における取組

第1次計画の取組目標

- ・親子で参加できる読み聞かせやお話の会を開催し、本に親しむ機会をつくり、子どもが生涯にわたり読書習慣を身につけるための家庭の役割を支援します。
- ・読書や家庭における読み聞かせの大切さに気づくように、働きかけを行います。
- ・家族が楽しみながら継続的に読書に親しめるよう支援します。

○ 実施内容

- ・保健センターでの6か月児健康診査を終えた親子を対象に、図書館ボランティアの会と保育士の協力により、ブックスタート事業を実施しました。
- ・楽しい子育て教室で、3歳児の親子を対象とした読み聞かせ講座を実施しました。
- ・市立図書館で、第2・第4水曜日に「親子おはなしの会」を、毎週土曜日に図書館ボランティアの会により「おはなし広場」を実施しました。
- ・小学校では、毎日の宿題に読書を取り入れ、家庭での読書の習慣付けをしました。
- ・「親子読書普及事業」や「読み聞かせ学習会」を実施し、啓発に努めました。

◎ 成果

- ・ブックスタート事業によって、親子が家庭で本に親しむきっかけを作りました。
- ・H28 実施の保護者アンケート Q4・Q5(40 頁)の読み聞かせに関する回答では、平成 28 年と 17 年の比較で、0歳が過半数となり、読み聞かせの頻度も増加しています。
- ・市立図書館の児童書の貸出数が、H18 年度 161,903 冊から H27 年度 266,587 冊へ、64%増加しました。(15 頁参照)
- ・“親子おはなしの会”や“おはなし広場”の後に、すぐに帰らずに絵本を読んだりして長時間滞在する親子が増えました。

● 課題

- ・幼児は自分で本を買えないので、家庭への働きかけが必要です。
- ・ゲームやスマホばかりする子どもには、その時間を減らす方策が必要です。
- ・スマホばかりしている親を子どもは見て育ちます。親が手本を示すことが大切です。
- ・家庭で本を読まない子どもが増えています。特に中学生に、その傾向が見られます。
- ・H28 実施の児童生徒アンケート Q8(38 頁)「1日にどれくらい ICT 機器を利用しますか」の回答では、小3・小5・中2と、学年が進むにつれて利用時間が増加しています。

(注) H28 実施の児童生徒アンケートでは、ICT 機器を Web 機器と表記しています。

2 市立図書館における取組

第1次計画の取組目標

市立図書館を地域における子どもの読書活動推進の拠点施設として位置づけ、読書を推進する環境づくり、ボランティアの育成・支援、学校での読書活動との連携や地域の協力への呼びかけなどに取り組んでいきます。

(1) 市立図書館の利用促進

○ 実施内容

- ・小学生を対象とした、社会科見学の受け入れや統計グラフ教室を実施しました。
- ・夏休みの宿題相談コーナーを開設しました。
- ・中学生ボランティアや職業体験の受け入れを実施しました。
- ・企画展示や、季節に応じて館内の飾りつけをしました。
- ・ホームページを充実し、図書館だより（広報ごてんば：月1回掲載）を発行し、イベント等の紹介をしました。
- ・平成22年度から、インターネットによる蔵書検索と予約システムを導入しました。
- ・児童コーナーにベンチと椅子を設置し、おはなし会を充実させ、親子で市立図書館に訪問しやすいようにしました。

◎ 成果

- ・平成18年度に174,366人だった市立図書館の来館者数が、平成27年度には271,666人と、55%増加しました。(15頁参照)
- ・H28実施の児童生徒アンケートQ5(37頁)「学校以外の図書館などからどのくらい本を借りますか」の回答で、「月に6冊以上本を借りる」層(%)は、平成17年、22年、28年の比較で、小3は11→21→27、小5は11→16→18、中2は2→4→5と増加しています。

(2) 分館機能の拡大

○ 実施内容

- ・市民交流センター内の子ども家庭センターに子ども図書コーナーを整備しました。
- ・移動図書館車ライオンズ号で、市立図書館に来られない市民へのサービスを継続しました。

(3) ボランティアの育成・支援

○ 実施内容

- ・図書館ボランティアの会へ補助金を交付し、活動を支援しました。
- ・ボランティア活動者に、ボランティア用貸出カードを発行しました。

◎ 成 果

- ・「御殿場市図書館ボランティアの会」は、市立図書館、園、小中学校での読み聞かせ、ブックスタート等の子ども読書活動に寄与し、平成 28 年 9 月に設立 20 年を迎えました。

(4) 図書館機能の充実

○ 実施内容

- ・市の直営から市立図書館の窓口を委託事業とすることにより、司書資格を持つ職員が過半数を超え、レファレンスの的確な対応など質的なサービスが向上しました。また、曜日や時間帯に応じて、来館者の混雑度に応じた人員配置を行いました。

◎ 成 果

- ・インターネットによる蔵書検索と予約システムの導入により、利便性が飛躍的に向上しました。
- ・窓口事務の民間委託により、本館の開館日は平成 18 年度 277 日から、平成 27 年度には 344 日へ、開館時間は 9 時 30 分～18 時から 9 時～21 時へと、県下のサービス提供を実現し、市民の利便性が大幅に向上しました。

(5) 施設整備

○ 実施内容

- ・児童コーナーの照明を LED 化して、読書環境を改善しました。
- ・駐車場の枠幅を広く引き直し、駐車場の木を切り駐車面積を広げました。

● 課 題

- ・市立図書館本館は建築後 35 年が経過し、施設が老朽化しているため修繕費が増加しており、将来的な整備計画の策定が必要です。
- ・夏休みの日曜日などは、駐車場に車が停めきれない日があります。

(6) 図書館ネットワークの推進

○ 実施内容

- ・学校図書館担当者・ボランティア団体との会議を開催し、情報交換をしました。

3 学校等における取組

3-1 幼稚園・保育園・こども園における取組

第 1 次計画の取組目標

- ・幼稚園、保育園、こども園の読書環境を整備し、子ども読書や読み聞かせの大切さについて保護者の理解を深めるよう働きかけます。
- ・就園前の家庭に対し地域子育て事業を PR し、参加の促進を図ります。

(1) 読書環境の整備、読み聞かせ・読書機会の提供

○ 実施内容

- ・絵本コーナーを整備し、読み聞かせスキル向上のための研修会を実施しました。
- ・保育士1名が毎月2回、ブックスタート事業へ参加しました。
- ・子育て支援事業を各園で行い、絵本の読み聞かせを行いました。
- ・園児に、家で読む絵本を渡し、本と触れ合う機会を作りました。
- ・図書館ボランティア、保護者、高校生による読み聞かせを行いました。
- ・移動図書館車ライオンズ号を活用し、数多くの絵本に親しみました。
- ・園の絵本を貸し出し、家庭での読書機会を増やす試みをしました。

◎ 成果

- ・色々な人と関わりながら、本を身近に感じ絵本と触れ合うことができました。
- ・家庭に絵本を渡すことで、本と触れ合う機会を作ることができました。
- ・子どもたちが読み聞かせを楽しむようになりました。

● 課題

- ・読書に関心のない家庭への啓発が必要です。

3-2 小中学校における取組

第1次計画の取組目標

- ・市立図書館と連携し学校図書館の充実を図り、学校における読書活動を推進します。
- ・学校図書館補助者を配置し、図書整理、貸出、相談、読み聞かせ等を行い、司書教諭や学校図書館担当教諭と連携した読書活動を推進します。
- ・地域に開かれた学校を推進し、地域と連携した読書活動をめざします。
- ・ボランティアを活用し、読書活動を強化します。

(1) 読書指導の充実と読み聞かせの実施

○ 実施内容

- ・朝の読書活動や、学級文庫、地域ボランティア等による読み聞かせなど、本と触れ合う時間を積極的に取り入れました。
- ・読書月間を年2回程度設定し、お薦めの本を紹介したり、多読賞の表彰をしたりして、読書活動の充実を図りました。
- ・学校図書館を活用した授業を実施しました。
- ・学校図書館とパソコン室を併用して、「学習センター」としての機能を持たせました。
- ・学校図書館補助者、地域ボランティアによる書架の整備や本の修理などを定期的の実施し、学校図書館の整備を進めました。
- ・地域ボランティアを活用して、地域と連携した読書活動を行いました。
- ・学校ごとにノーメディアデーを設定し家庭読書の呼びかけや啓発を実施しました。

◎ 成 果

- ・朝読書により、毎日の読書の習慣化が図られています。
- ・学校図書館補助者や地域ボランティア等による読み聞かせの時間には、子どもたちが本の世界に入り込んで、じっくりと話を聞いています。

(2) 学校図書館の充実

○ 実施内容

- ・司書教諭、学校図書館担当者、学校図書館補助者、地域ボランティアが連携を図りながら、蔵書の管理、学校図書館内の環境整備等に積極的に取り組みました。
- ・教育課程の中に読書の時間を設けたり、学校図書館補助者や地域ボランティア等による読み聞かせを実施しました。
- ・読書月間を設定し、多読賞の表彰をしたり先生方のお薦め本の紹介をしたりするなど、各校で工夫した取組を行いました。
- ・図書選定にあたっては子どもの興味を踏まえ、蔵書の充実を図りました。

◎ 成 果

- ・整備された学校図書館で、小学生は非常に本に親しんでいます。
- ・学校図書館補助者と連携して学校図書館整備を進めたことにより、子どもの読書意欲を高め、学校図書館利用率が高まりました。

● 課 題

- ・全体の利用率は増えていますが、学年が進むにつれて利用が減る傾向にあります。
- ・学校図書館の電算化が急務です。

(3) 地域との連携

○ 実施内容

- ・読み聞かせボランティアを受け入れ、地域に開かれた学校づくりを行いました。
- ・地域から本の寄贈を受け入れ、蔵書の充実を図りました。

◎ 成 果

- ・ボランティアによる読み聞かせが定着しました。

(4) 市立図書館との連携

○ 実施内容

- ・小学校ごとに、市立図書館の見学を実施し市立図書館の理解を深めました。
- ・市立図書館と学校図書館担当者・学校図書館ボランティア合同連絡会議を行いました。

◎ 成 果

- ・小3と小5は市立図書館の利用が増えています。

● 課題

- ・学年が上がるにつれ、市立図書館を利用しない傾向があります。

4 関係機関における取組

(1) 子ども家庭センターの取組

○ 実施内容

- ・児童館を発展的に廃止し、子ども家庭センターに機能を移転して、センター内に子ども図書コーナーを整備しました。
- ・毎日2回の「おはなしの会」、月2回のボランティアによる「絵本となかよし」、月1～2回の「おはなしたまて箱」を開催しました。

◎ 成果

- ・子ども図書コーナーの蔵書数は、平成28年3月末現在で3,664冊と充実しました。
- ・読み聞かせの継続により、繰り返し来る利用者が増えました。
- ・平成20年度に開設した子ども家庭センターを中核とした、読書環境を含む子育て支援の環境を整備しました。

● 課題

- ・読み聞かせの時間以外の、子ども図書コーナーの利用を増やすことが必要です。

(2) 保健センターの取組

○ 実施内容

- ・6か月児健康診査の案内時にPRを行い、ブックスタート事業への参加を促しました。
- ・窓口や3歳児健康診査等で、待ち時間に絵本に触れ合えるように、絵本コーナーを設置しました。

◎ 成果

- ・健診の案内通知で事前に周知していることもあり、6か月児健康診査を終えた母子の約95%が、ブックスタート事業に参加しました。

● 課題

- ・健康診査にあわせて、月齢にあった内容の絵本を準備することの検討が必要です。

(3) 放課後児童クラブの取組

○ 実施内容

- ・複数の放課後児童クラブで、図書コーナーを設置し読み聞かせを行いました。

◎ 成果

- ・子どものニーズを把握した購入や寄贈により、図書コーナーが充実しました。

● 課題

- ・クラブごとに、読書に対する取組に差があります。

(注) 放課後児童クラブは、学童保育→放課後児童教室→放課後児童クラブと名称が変わりました。

(4) 地域における取組

○ 実施内容

- ・リサイクル絵本等を活用して市役所支所や店舗などに児童書コーナーを設置する民間事業の「ブックシェアリングごてんば」を、市立図書館との市民協働事業として支援・推進しました。

◎ 成果

- ・市内の様々な場所で、本にふれあう環境作りが進みました。

5 普及活動における取組

第1次計画の取組目標

計画の趣旨や、子どもの読書活動の推進に関する法律を周知し、広く市民に子ども読書活動の大切さと、社会をあげた支援の必要性を普及していきます。

(1) 広報・啓発の充実

○ 実施内容

- ・第1次計画書を関係機関へ配布し、広報紙や市のホームページで市民にPRしました。
- ・市の広報紙「広報ごてんば」に「図書館だより」を毎月掲載し、新鮮な情報提供に努めました。
- ・移動図書館車ライオンズ号の巡回場所、市立図書館での親子おはなしの会・おはなし広場、各園での子育て支援事業を、広報無線でお知らせしました。
- ・11月の読書推進月間を広報し、平成19年度から毎年11月3日に図書館まつりを開催しました。
- ・4月23日の「子ども読書の日」をPRしました。
- ・平成19年度に毎月第3水曜日を「家庭読書の日」と定め、市政カレンダーや広報ごてんば等で広報しました。

● 課題

- ・「家庭読書の日」が浸透していないので、広報が必要です。

(2) 市民・地域が一体となった活動の推進

○ 実施内容

- ・「図書館まつり」を実施しました。
- ・大型絵本の展示や読み聞かせ、リサイクルブックステーションなどを行いました。

◎ 成果

- ・図書館まつりの初年度の参加者数は、1,536人でしたが、27年度には1,981人と、29%増加しました。

6 数値目標の検証

努力目標の「分館的機能を持つ地域施設」は、富士岡地区図書館と移動図書館の2施設のほかに増やすことはできませんでしたが、他の3項目は目標を達成しました。特に12歳以下1人当たりの児童書年間貸出冊数は23.2冊と、目標を大きく上回りました。

これは、6か月児健康診査にあわせて実施するブックスタート事業、保育園・幼稚園・子ども家庭センター・市立図書館等で行う読み聞かせ活動、小中学校での朝読書活動等の第1次計画の取組が、着実に実を結んでいるといえます。

総合指標である「本を読むことが好きな子どもの割合」は、小学5年生以外は目標に達しませんが、各学年の数値は向上しています。子どもの読書活動は、児童生徒アンケートQ5(37頁)に見られるように、読書好きな層に牽引される形で活発化してきました。第2次計画では、この活動を継続していくことによって、全体的な底上げを目指していきます。

(1) 努力目標

項 目	平成 18年度	目 標	前期実績 平成 22年度	最終実績 平成 27年度
市立図書館の児童書年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	13.5冊	15冊	17.1冊	23.2冊
分館的機能を持つ地域施設	2施設	3施設	2施設	2施設
図書標準を達成している学校	10/16校 63%	80%	11/16校 69%	13/16校 81%
学校図書館補助者か学校図書館 運営ボランティアを配置している 学校	10/16校 63%	100%	16/16校 100%	100%

(2) 総合指標 本を読むことが好きな子どもの割合

項目	平成 17年度	目 標	前期実績 平成 22 年度	最終実績 平成 27 年度
全 体	41%	50%以上	44%	45%
小学3年生	50%	60%以上	52%	52%
小学5年生	36%	40%以上	37%	42%
中学2年生	37%	40%以上	42%	40%

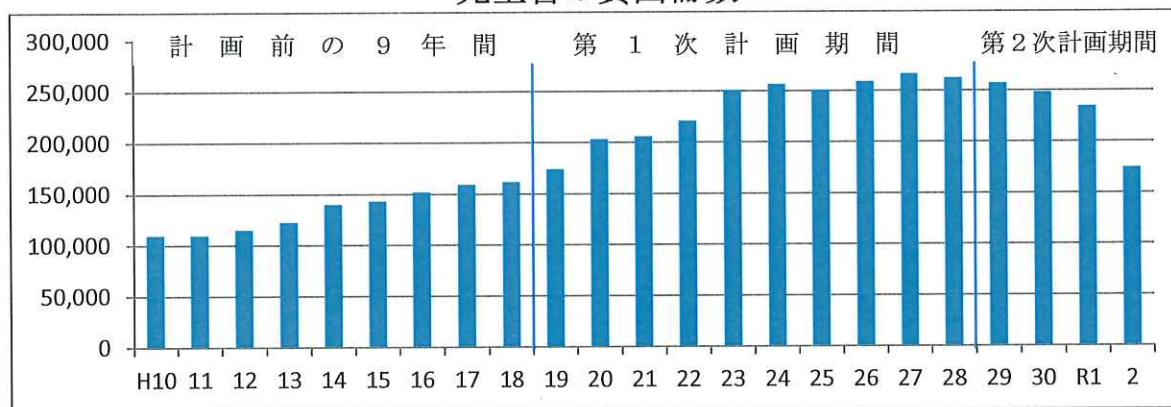
総合指標は、「好き」の数字だけの集計ですが、最終実績平成27年度の「好き」と「どちらかといえば好き」を合計すると、全体で77%、小学3年生で82%、小学5年生で76%、中学2年生で73%となります。

7 市立図書館 統計資料

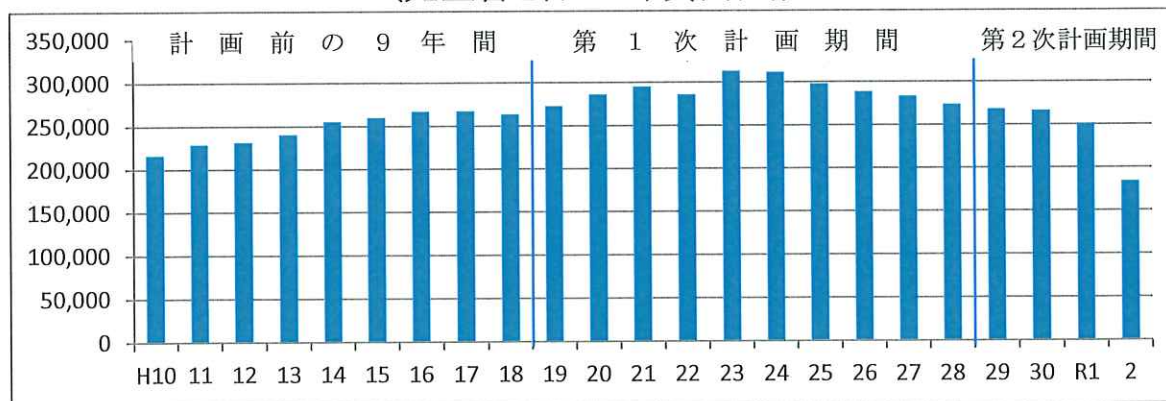
	年度	すべての貸出冊数	児童図書		児童書を除いた貸出冊数	入館者数	備考
			貸出冊数	貸出%			
計画前の九年間	H10	326,399	109,862	33.7	216,537		
	11	339,132	109,960	32.4	229,172		
	12	346,685	115,210	33.2	231,475		
	13	363,093	122,605	33.8	240,488		
	14	395,407	140,072	35.4	255,335	180,277	
	15	402,913	143,121	35.5	259,792	172,427	
	16	418,889	151,935	36.3	266,954	180,325	ブックスタート開始
	17	426,312	159,049	37.3	267,263	185,350	
	18	425,246	161,903	38.1	263,343	174,366	
第一次計画期間	19	447,152	174,448	39.0	272,704	181,207	
	20	489,755	203,550	41.6	286,205	186,958	
	21	501,179	206,021	41.1	295,158	191,557	
	22	506,963	221,207	43.6	285,756	186,297	
	23	564,169	251,224	44.5	312,945	243,234	開館時間増加
	24	567,850	256,587	45.2	311,263	269,705	
	25	548,510	250,984	45.8	297,526	265,387	
	26	547,615	259,132	47.3	288,483	262,618	
	27	549,612	266,587	48.5	283,025	271,666	
	28	536,231	262,794	49.0	273,437	262,810	
第二次計画期間	29	525,353	257,547	49.0	267,806	258,600	
	30	514,665	248,355	48.3	266,310	262,533	
	R1	485,097	234,710	48.4	250,387	242,488	新型コロナによる学校臨時休校有
	2	358,447	174,548	48.7	183,899	125,239	新型コロナによる臨時休館等有

※平成13年度以前は、入館者数は計測せず、貸出利用者のみ集計していた。

児童書の貸出冊数



(児童書を除いた)貸出冊数



第4章 第2次計画のための基本方針

第1次計画で成果のあった子どもの読書活動推進を継続実施するために、第2次計画では5つの方針と3つの数値目標を掲げ進めていきます。全市的に継続して行うことで、読書習慣を子ども時代に定着させ、最終目標として市民一人ひとりが、生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立を目指します。

1 社会総がかりで読書活動の推進

家庭、市立図書館、幼稚園、保育園、こども園、小中学校、関係機関、地域が連携し、社会総がかりで「子ども読書活動」を推進します。

(1) 家庭における取組の推進

乳幼児期に子どもが本と出会い本に触れることは、読書習慣を身に付けていく上でとても大切なことです。御殿場市では「ブックスタート」事業により、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、親子が心触れ合うひと時を持つきっかけを作ります。愛情のこもった絵本の読み聞かせは、親と子のスキンシップを深め、語彙を増やし心を豊かにします。子どもが、就学してから急に本を読むようになることは、なかなか期待できません。読書を習慣化するためには、乳幼児期から本と出会い本に触れることが重要です。

親が、読書に親しみ自分自身を磨いていくことにより、子どもはその姿を見て、しっかりと育っていきます。市民一人ひとりが生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立するために、市立図書館、学校等、地域、関係団体が連携し、家庭における取組を支援していきます。

(2) 市立図書館における取組の推進

市立図書館は、本館を中心に、富士岡地区図書館、移動図書館車ライオンズ号を活用して、利用者サービスを提供しています。ライオンズ号は市立図書館から遠方の園・小中学校等を巡回します。6か月児健康診査を終えた母子を対象としたブックスタート事業や、乳幼児から小学生までを主な対象とした読み聞かせイベントを、ボランティア団体と連携して定期的に行い、子どもが乳幼児期から本に触れ親しむ機会をつくり出します。

児童書の貸出冊数が順調に伸びている状態を継続するために、保育園、幼稚園、こども園や小中学校等と連携し、読書習慣の確立を目指します。なお、小中学校との連携に際しては、日常におけるICT機器の利用率が高くなるなかで、児童生徒一人一台に配備されたタブレット端末を活かした取組を推進していきます。

市立図書館の児童書を充実し、市立図書館に足を運びやすくするための環境整備を進め、市民が本と出会い本とともに成長していくための環境づくりを進めていきます。

(3) 園・学校等における取組の推進

○ 保育園・幼稚園・こども園

保育園・幼稚園・こども園では、工夫を凝らした読み聞かせなどにより、子どもが多くの絵本にふれ楽しめるように、様々な取組を実施します。日常の職員による読み聞かせ以外にも、ボランティア団体や保護者など地域や家庭と連携します。また、絵本を身近なところに置き、読みたいときに手に取ることができる環境を作ります。保護者に対しては、教材絵本を活用した貸出や絵本の購買機会の提供等を通して、読み聞かせの重要性を伝え子どもが絵本に親しむための活動を一層充実します。

○ 小中学校

就学期になると多くの子どもたちは、自分自身の力で本を読みたいという気持ちが芽生えてきます。本を読むことによって子どもたちは、知識を蓄え想像力を膨らませながら、心豊かに育っていきます。この時期にたくさんの本と出会い読書の楽しさを知ることにより、生涯にわたっての読書習慣が身につきます。それは、考える力を養うと同時に人生を豊かにし、社会の中で生きていくための力となります。

学校において1時間目の前の朝読書は、読書習慣を身につけるためにも、また、1日の最初の授業を落ち着いた心で迎えるためにも非常に有効です。しかし、学年が上がるに伴い読書量の個人差が大きくなります。そこで、読書カードの活用や読み聞かせ、「ノーメディアデー」の家庭読書の呼びかけ、読書月間の実施など、子どもが本を身近に感じられる環境整備に取り組みます。

早期の実現を目指していた学校図書館の電算化については、令和3年度に全ての小中学校で終了します。今後は、効率的な蔵書管理はもとより、蔵書データベースを活用した選書や、子どもの利用傾向に応じたおすすめ本の紹介等を行っていきます。

(4) 関係機関・地域における取組の推進

子ども家庭センターでは、読み聞かせの会を毎日開催し、子ども図書コーナーの蔵書充実に努めます。保健センターでは、6か月児健康診査の時に市立図書館と連携し、ブックスタート事業に協力します。また各種健康診査の月齢に合わせた絵本を準備するなど、待ち時間に利用する絵本コーナーを充実します。放課後児童クラブでは、図書コーナーを充実するとともに、市内の放課後児童クラブ全箇所での読み聞かせを実施します。

地域における活動は、図書館ボランティアの会や地域ボランティアと連携して、幼稚園、保育園、こども園、小中学校の他に公民館で、読み聞かせ等の事業を実施します。また地域文庫や公民館における図書コーナーの設置など、市内の様々な場所で本に触れる機会を増やすような環境作りを働きかけていきます。

2 **読書の楽しさを知るきっかけ作り**

国立青少年教育振興機構の調査によると、読書量が多かった子どもは大人になっても、1カ月に読む本の冊数が多い傾向が見られます。御殿場市は6か月児健康診査を終えた母子に、絵本を手渡し読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業によって、乳幼児期に本と出会い本に触れ、読書の楽しさを知るきっかけを作ります。

また、市立図書館、子ども家庭センター、各園や子育て支援事業で、ボランティア団体と連携した読み聞かせ活動、小中学校では朝読書を継続します。それによって、市民一人ひとりが生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立を目指します。

3 **読書環境の整備・充実**

子どもの読書環境の充実には、子どもが読書に関心を持つように、身近な所に本がある環境を整備していく必要があります。学校や市立図書館において、子どもが気軽に本に親しむことができるようにすることによって、子どもを取り巻く読書環境の一層の整備と充実を目指します。

4 **普及活動の推進**

子ども読書の意義や大切さ、読み聞かせ等の子ども読書活動に関する情報を、市立図書館ホームページや広報紙などを活用して、広く市民に啓発します。また、読み聞かせに関するイベント情報を市民に発信し、普及活動に努めます。

5 **必ず実行するために**

(1) 推進体制の整備

家庭、市立図書館、幼稚園、保育園、こども園、小中学校、地域など子どもが属する様々な読書環境を充実させるとともに、関係する機関が連携・協力し、子どもの読書環境の整備に社会総がかりで取り組みます。

このために「御殿場市子ども読書活動推進会議専門部会」を充実し、市立図書館を中心とした子ども読書環境の整備に関わる各課との連携を強化するとともに、「御殿場市子ども読書活動推進会議」を継続的に開催し、市民ニーズの把握や問題点、課題を共有し改善を図ります。また、各園や学校で活動しているそれぞれのボランティアの合同会議を行い、情報の共有と連携の強化に努めます。

(2) 点検・評価

計画を着実に推進するため、市立図書館が計画の進行状況を把握するとともに「御殿場市子ども読書活動推進会議」で点検・評価を行い、子どもの読書活動を推進するためのより良い施策等について検討し、その結果を御殿場市教育委員会に報告するものとします。

また努力目標と総合指標を設定し、家庭・市立図書館をはじめとする地域・学校における連携と総合的な推進をめざします。



6 施策の推進

子どもの読書活動を推進するために以下の具体的施策の着実な実行に努めます。事業の区分は以下の通りです。

- 継続 引き続き実施する事業
- 拡充 強化・充実する事業
- 新規 新たに取り組む事業
- 検討 実施に向けて検討していく事業
- 重** 重点プロジェクトに該当する事業

社会総がかりで読書活動の推進

① 家庭における取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 読み聞かせのPR	①親子読書普及事業	親子に「心を育てる読書」の大切さ・楽しみ方等の情報を提供する講座を開催する。	継続	図書館
	②保健センター行事を活用した読書推進	保健センターで実施する各種教室・講座で、絵本の読み聞かせや本とのふれあいを推進する。また絵本コーナーを充実する。	継続	保健センター
	③地域子育て事業のPR	地域子育て支援事業を周知し、利用促進を図り、読み聞かせを普及する機会を充実させる。	継続	幼稚園 保育園 こども園
2. 読み聞かせ実践の支援	①ブックスタート事業	6か月児健康診査時の親子を対象に、絵本を読み聞かせ手渡す。ベテラン保育士による育児相談も同じ会場で行う。	継続	図書館 (健康推進課) (保育園)
	重 ②ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタートの次のステップとして、1歳6か月児健康診査時等に読書通帳、親子の読書記録ノートまたはセカンドブック等を手渡す。	継続	図書館 保健センター 子育て支援課 学校教育課
	③楽しい子育て教室	3歳児の親を対象の「楽しい子育て教室」で、読み聞かせや読書についての講座を実施する。	継続	社会教育課

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
	④親子おはなしの会	「おはなしのへや」で絵本や紙芝居などの読み聞かせを行う。	継続	図書館
	⑤図書館ボランティアの会活動事業	ブックスタート協力、「おはなし広場」開催など、市内各施設での読み聞かせ活動を行う。	継続	図書館
	⑥おじいちゃん・おばあちゃんの読み聞かせ学習会	両親だけでなく祖父母や地域の高齢者を対象に、読み聞かせに関する学習会を開催する。	継続	図書館
	⑦読み聞かせ講座	家庭での読み聞かせ推進やボランティア活動者育成のための読み聞かせ講座を開催する。	継続	図書館
	⑧年齢別の本の情報提供	本を手取るきっかけ作りとして、年齢別の推薦本などの情報を提供する。	継続	図書館
3. 小学生の読書活動の支援	⑨読書カードの活用	小学生の家庭での読書状況を、保護者と学校が共有する。	継続	学校教育課

② 市立図書館における取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 市立図書館の利用促進	①小学校社会科見学受入	社会科見学で来館する小学生に館内を案内し、市立図書館についての説明及びパネルシアターの上演などを行う。	継続	図書館
	②統計グラフ教室	夏休みの研究に備えて、テーマの決め方、グラフの作り方などを学ぶ教室を開催する。	継続	図書館
	③夏休み宿題相談コーナーの開設	夏休みの宿題、自由研究等のための資料コーナーを設置する。	継続	図書館
	④中学生ボランティア受入	中学生ボランティア体験、職業体験等を受け入れ、読書や図書館への関心を高める。	継続	図書館
	⑤個性ある図書館展示	図書館員の個性を生かした本の展示。紹介や、季節に応じた飾りつけなどを行う。	継続	図書館

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
	⑥ボランティア貸出の推進	ボランティア活動者に対してボランティア用カードを発行し、貸出を行う。	継続	図書館
	⑦複本の充実	貸出希望の多い図書や団体貸出のための資料として、複本（複数の同じ資料）を充実する。	継続	図書館
	⑧外国籍の子どものための資料充実・利用促進	外国語資料の充実、利用の促進を図る。	拡充	図書館
	⑨出張講座の実施	要請に応じ、読書や図書館、読み聞かせ等について出張講座をボランティアと連携して行う。	拡充	図書館
	⑩図書館だよりの発行	新刊本を含む図書・絵本の紹介、読書会やおはなし会等イベントのPRを行う。	継続	図書館
	⑪ホームページの充実・Web利用の促進	ホームページを充実し、Web利用を促進する。	継続	図書館
2. 活動エリアの拡大	①ライオンズ号（巡回貸出）の充実	ライオンズ号による巡回貸出の充実を図る。	継続	図書館
	②ライオンズ号での読み聞かせの実施	ライオンズ号のステーションで読み聞かせを行う。	検討	図書館
	③団体貸出の推進	幼稚園、保育園、こども園、地域文庫、公民館・コミセン等にPRし、団体貸出を推進する。	継続	図書館
3. ボランティアの育成・支援	①図書館ボランティア団体の育成・支援	図書館ボランティアの会へ補助金を交付し、活動を支援する。	継続	図書館
4. 学校での読書活動との連携・支援	①団体貸出の推進	学校の授業などで使用する資料の貸出を行う。	継続	図書館
	②学校図書選定支援	新着図書案内等の情報提供など学校における図書選定を支援する。	継続	図書館
	③学校での図書紹介、ブックトークの実施	ボランティア団体を活用し、学校に出向いて図書の紹介やブックトークを実施する。	検討	図書館

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
	④インターネットを活用した学校の調べ学習支援	市立図書館のインターネット蔵書検索を活用し、学校の調べ学習を支援する。	継続	図書館
	⑤タブレット端末を活かした取組の推進	一人一台タブレット端末を活かした市立図書館利用の推進を図る。	新規	図書館
5. 図書館機能の充実	①親子で本が読めるコーナーの充実	子ども連れでも気軽に図書館を利用できるスペースを充実する。	継続	図書館
	②検索機能の充実・強化	本を探しやすいように、配架の工夫や検索機の充実・改善などを行う。	拡充	図書館
	③特設コーナーの設置	中学生向けのお薦め本や映像化本、企画展示などのコーナーを設ける。	検討	図書館
	④職員の適正配置	充実した図書館サービスが提供できるよう、職員の適正配置に努める。	継続	図書館
	⑤おはなし会の充実	おはなし会の内容充実を図るとともに、開催回数を増やす。	拡充	図書館
	⑥視聴覚コーナーの整備	音楽・映像鑑賞ブース、およびインターネット利用環境の整備を図る。	拡充	図書館
	⑦団体・施設等の図書コーナー設置・開放状況の情報提供	公共施設や民間施設における図書コーナーの設置・開放状況の情報を提供する。	検討	図書館 社会教育課
	⑧読書アドバイザーの活用	静岡県子ども読書アドバイザーの活用を図る。	新規	図書館
6. 障がいのある子どもへのサービスの充実	①点字図書や録音図書の整備	視覚障がいのある子どものための点字図書、録音図書の整備を図る。	検討	図書館
	②福祉施設等との連携	特別支援学校の児童生徒の図書館見学の受入れや、障がいのある子どものニーズに合わせた読書活動を支援する。	継続	図書館

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
	③専門的人材の育成・支援	朗読奉仕グループくろつぐみの会へ補助金を交付し、視覚に障がいを持つ人への奉仕活動を支援する。	継続	図書館
7. 施設整備	①施設の充実	照明の改善、読書用椅子・パーテーションの設置などを行う。	継続	図書館
	②施設周辺の環境整備	駐車場の整備や、わかりやすい案内看板の設置などの環境整備を行う。	継続	図書館 (学校教育課)
8. 図書館ネットワークの推進	①図書館ネットワークの機能強化	学校図書館担当者、ボランティア団体等との連携を図り、ネットワーク機能を強化する。	継続	図書館
9. 計画の反映	①施設の計画	市立図書館の将来計画や構想に、本計画を生かす。	新規	図書館 社会教育課

③ 園、学校における読書活動の推進

○ 保育園・幼稚園・こども園における取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 読書環境の整備	①絵本コーナーの整備	園児が本を身近に感じ、手にとりやすいような絵本コーナーの工夫をする。	継続	幼稚園 保育園 こども園
	②読み聞かせスキルの向上	公立幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図るよう研修を行うとともに、私立の幼稚園・保育園にも働きかけていく。	継続	学校教育課 保育幼稚園課
	③地域子育て支援事業での読書機会の提供	地域子育て支援事業における読み聞かせなどの機会をつくり、子ども読書の普及を図る。	継続	幼稚園 保育園 こども園
2. 読み聞かせ・読書機会の提供	①保護者ボランティアによる読み聞かせの推進	保護者ボランティアによる読み聞かせの機会をつくり推進する。	拡充	幼稚園 保育園 こども園
	②読書機会の充実	迎えるの時間を利用した読書・読み聞かせや、園の絵本の貸出などにより読書機会の充実を図る。	継続	幼稚園 保育園 こども園

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
	③おはなし会の開催	日常におはなし会を開催するなど、本と触れ合う機会をつくる。	継続	幼稚園 保育園 こども園
	④教材絵本を活用した貸出と絵本の購読機会の提供	教材絵本の貸出や絵本の購読機会の提供等を通して、家庭で親子が本と触れ合う機会を提供する。	継続	幼稚園 保育園 こども園
	⑤絵本に興味を持たせる工夫	手づくり絵本やパネル・エプロンシアターなどを通して、絵本の楽しさを体験させる。	拡充	幼稚園 保育園 こども園

○小中学校における取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 読書指導の充実	重 ①司書教諭や学校図書館担当教諭の充実	司書教諭および学校図書館担当教諭の図書業務に専念する時数の確保を図る。	拡充	学校教育課
	重 ②学校図書館補助者の適正配置と活用	学校図書館補助者を適正に配置し、図書整理や展示等の館内整備、貸出、相談、読み聞かせ等を行い、司書教諭や担当教諭と連携した読書活動を推進する。	拡充	学校教育課 図書館
	③幅広い読書案内	図書室だよりの発行、推薦図書・必読図書の選定、音読のすすめ、子どもや保護者からの推薦本の発表、ブックトークの推進など読書案内を充実させる。	継続	学校教育課
	④読書時間の確保	朝の読書活動等、全校で読書に取り組む時間を確保する。	継続	学校教育課
	⑤本をテーマにした行事の実施	文化祭、読書集会、百人一首大会など様々な行事において本をテーマに取り上げる。	拡充	学校教育課
	⑥授業等における読書活動の推進	授業での学校図書館の活用を図るとともに、本を取り入れた授業を推進する。	継続	学校教育課

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
2. 読み聞かせの実施	①読書ボランティア体験の実施	読書への関心を高めるよう、図書館や園、福祉施設での読み聞かせなど、中学生の読書ボランティアの体験の場を広げる。	拡充	学校教育課
	②保護者を対象にした読み聞かせの啓発	保護者向けの講習会等を開催し、読み聞かせを普及する。	検討	学校教育課
	③朝・昼の読み聞かせの時間の確保	定期的、継続的に読み聞かせの時間を確保する。	継続	学校教育課
3. 学校図書館の充実	①子どものニーズを踏まえた図書選定	図書選定にあたっては、アンケートの実施などにより、子どものニーズを把握する。	継続	学校教育課
	②学級文庫の設置・充実	学級文庫を設置し、身近に本がある環境をつくる。	継続	学校教育課
	重 ③学校図書館のコンピュータ化	コンピュータ化された学校図書館の蔵書管理を活かし、学校図書館の利用促進・管理運営の向上を図る。	拡充	学校教育課 教育総務課
4. 地域との連携	①読み聞かせ・学校図書館ボランティアの受入	家庭や地域と連携による教育活動を展開し、地域に開かれた学校づくりを推進する。	拡充	学校教育課
	②地域からの本の寄贈	地域からの本の寄贈を受け入れ、蔵書の充実を図る。	継続	学校教育課
5. 市立図書館との連携	①授業での市立図書館の活用	市立図書館見学や調べ学習のための市立図書館利用、市立図書館からの出前講座などを行う。	拡充	学校教育課 (図書館)
	②市立図書館のレファレンス機能の活用	レファレンス(調べもの)サービスを活用し、調べ学習等に役立てる。	拡充	学校教育課 図書館
	③学校と市立図書館の情報交換	授業での市立図書館利用や、利用したい資料等について、市立図書館と連絡を取り合う。	拡充	学校教育課 (図書館)
6. 図書館ネットワークの推進	①図書館ネットワークの機能強化(再掲)	市立図書館、ボランティア団体等との連携を図り、ネットワーク機能を強化する。	拡充	学校教育課 図書館

④ 関係機関・団体等における取組

○ 子ども家庭センターにおける取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 子ども家庭センターの取組強化	①子ども図書コーナーの充実	子ども図書コーナーを充実する。	継続	子ども家庭センター
	②おはなし会の開催	子ども図書コーナーで読み聞かせを行う。	継続	子ども家庭センター
	③本とふれあう行事の実施	歳児別の事業等で、その年齢にあった読み聞かせを実施する。	継続	子ども家庭センター
	④子どものニーズの把握	読み聞かせや利用者との会話の中で、子どもたちが読みたい本を把握する。	継続	子ども家庭センター

○ 保健センターにおける取組（再掲）

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 読み聞かせのPR	②保健センター行事を活用した読書推進	保健センターで実施する各種教室・講座で、絵本の読み聞かせや本とのふれあいなどを推進する。また、絵本コーナーを充実する。	継続	保健センター
2. 読み聞かせ実践の支援	①ブックスタート事業	6か月児健康診査時の親子を対象に、絵本を読み聞かせ、手渡す。	継続	保健センター 図書館 保育園
	重②ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタートの次のステップとして、1歳6か月児健康診査時等に読書通帳、親子の読書ノートまたはセカンドブック等を手渡す。	継続	保健センター 図書館 子育て支援課 学校教育課

○ 放課後児童クラブにおける取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 放課後児童クラブの取組強化	①図書コーナーの充実	放課後児童クラブの図書コーナーを充実する。	継続	子育て支援課
	②読み聞かせの実施	放課後児童クラブ全箇所、読み聞かせを実施する。	継続	子育て支援課
	③子どものニーズの把握	子どもたちが読みたい本などの提案をしてもらう。	継続	子育て支援課

○ その他の団体への働きかけ

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 文庫支援	①地域文庫の開設支援	地域文庫の開設支援を行い、地域の読書活動を推進する。	拡充	図書館 (社会教育課)
2. 公民館・コミセンへの働きかけの強化	①公民館・コミセンにおける本とふれあう機会の充実	読書会など本をテーマにした行事の開催や子どもが親しみやすい図書コーナーの設置など、本をきっかけにした公民館・コミセンの利用促進を働きかける。	拡充	社会教育課 (市民協働課)
	②公民館・コミセンにおける本を媒体とした交流の促進	子ども同士や高齢者による読み聞かせやおはなし会など、地域の創意工夫による本を介した交流の機会づくりを働きかける。また読みきかせボランティアを募集するなど公民館・コミセンを窓口にした読書活動の推進を呼びかける。	拡充	社会教育課 (市民協働課)

○ 普及活動推進の取組

施策の方向	具体的施策	概要	区分	担当所属等
1. 広報・啓発の充実	①情報発信	本計画の告知物を関係機関へ配布し、広く市民にPRする。市立図書館ホームページや市の広報紙などを活用して、イベントや読み聞かせ講座などの情報発信に努める。	継続	図書館
	②家庭読書の日の周知	本市の「家庭読書の日（毎月第3水曜日）」をノーメディアデーとして周知し、読書活動を活性化する。	拡充	図書館
2. 市民・地域が一体となった活動の推進	①読書推進月間のイベント等の推進	図書館まつり、ブックフェスティバル等のイベントを、関係機関やボランティア団体等と連携して行う。また、書店との連携も図っていく。	拡充	図書館 (各所属)
	②民間施設への呼びかけ	ブックシェアリング事業等による民間施設の図書コーナー設置や、おはなし会の実施などを働きかける。	拡充	図書館
	③子ども推薦図書の募集	「私のおすすめ本」として、市民が推薦する図書を公募し、公表する。	検討	図書館
	④環境浄化事業	青少年のための良好な環境づくりを推進するため、立ち入り調査の実施や成人向け図書類の自動販売機撤去運動を推進する。	継続	社会教育課

7 第2次計画の数値目標

目標項目	平成27年	令和2年 (現状)	令和8年 (目標)
市立図書館の児童書 年間貸出冊数 ^{※1} (12歳以下の子ども 1人あたり)	23.2冊	17.6冊	28冊
図書標準を達成して いる学校 ^{※2}	81% (13/16校)	69% (11/16校)	100%
本を読むことが好きな 子どもの割合 ^{※3} 「好き」と「どちらかとい えば好き」の計	全体 77% 小学3年生 82% 小学5年生 76% 中学2年生 73%	全体 78% 小学3年生 86% 小学5年生 74% 中学2年生 75%	全体 83% 小学3年生 90% 小学5年生 80% 中学2年生 80%

※1 令和2年度における児童書年間貸出冊数は、新型コロナウイルス感染症対応により市立図書館が休館及び開館時間の短縮をしたことによる影響を受けている。参考として、令和元年は22.8冊。

※2 図書標準とは、国が平成5年に定めた、学校図書館に整備すべき蔵書の標準である。なお、令和2年現在、学校図書館の電算化に伴い各小中学校において蔵書整理及び新規蔵書の受入れを停止しており、蔵書数が減少している学校がある。

※3 現状値は、令和3年度に実施した「読書についてのアンケート調査」の結果による。なお、第1次計画の総合指標では、「あなたは本を読むことが好きですか。」の選択肢 1.好き 2.どちらかとい
えば好き 3.どちらかといえは嫌い 4.嫌いのうち、「1の好き」を選んだものだけを、本を読む
ことが好きな子どもの割合にしていますが、本計画では、1.好きと2.どちらかといえは好きを選
んだ回答を指標とする。

図書標準 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	3,000+520×(学級数-2)
7~12	5,080+480×(学級数-6)
13~18	7,960+400×(学級数-12)
19~30	10,360+200×(学級数-18)
31~	12,760+120×(学級数-30)

図書標準 中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	4,800+640×(学級数-2)
7~12	7,360+560×(学級数-6)
13~18	10,720+480×(学級数-12)
19~30	13,600+320×(学級数-18)
31~	17,440+160×(学級数-30)

資料編

資料 1

○御殿場市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成 17 年 8 月 17 日

告示第 154 号

(設置)

第 1 条 御殿場市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)第 9 条第 2 項の規定に基づく御殿場市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、推進するため、御殿場市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次の事項について調査し、又は検討し、その結果を御殿場市教育委員会に報告する。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための施策に関すること。
- (2) 推進計画の策定に関すること。
- (3) その他子ども読書活動に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 市民活動団体に属する者
- (3) 市内小・中学校司書教諭及び特別支援教育担当教諭
- (4) 市内小・中学校の PTA を代表する者
- (5) 市内幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会を代表する者
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 平成 17 年度中に委嘱又は任命された委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(一部改正〔平成 19 年告示 154 号・26 年 17 号〕)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 推進会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 推進会議に、第2条の所掌事項の細部について検討するため、市職員で組織する専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会の定める部課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年6月11日告示第154号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に第2条の規定による改正前の御殿場市子ども読書活動推進会議設置要綱の規定により任命された者については、この告示の規定により任命されたものとみなす。

附 則(平成26年1月28日告示第17号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

資料2

令和3年度御殿場市子ども読書活動推進会議名簿

委員

※順不同、敬称略

No.	氏名	所属団体等	備考	
1	加藤 千恵子	御殿場市図書館ボランティアの会	要綱第3条第2項 (2)による	委員長
2	鈴木 治子	一般公募	〃 (1) 〃	副委員長
3	勝俣 明日香	一般公募	〃 (1) 〃	
4	勝間田 なをみ	民生委員児童委員協議会	〃 (2) 〃	
5	会津 志穂	家庭教育学級	〃 (2) 〃	
6	浜田 宏美	御殿場市図書館ボランティアの会	〃 (2) 〃	
7	芹沢 則子	ブックシェアリングごてんば	〃 (2) 〃	
8	長田 光絵	小学校司書教諭	〃 (3) 〃	
9	佐藤 沙織	中学校司書教諭	〃 (3) 〃	
10	山本 舞	特別支援学級担当教諭	〃 (3) 〃	
11	馬場 絢子	県立御殿場特別支援学校	〃 (3) 〃	
12	勝間田 敏弥	小中学校PTA	〃 (4) 〃	
13	杉山 直樹	保育園保護者会	〃 (5) 〃	
14	望月 美華	幼稚園保護者会	〃 (5) 〃	

専門部会員

No.	氏名	所属	備考
1	勝又 洋平	子育て支援課	主任
2	鈴木 恭之	子育て支援課子ども家庭センター	所長
3	山下 麻紀子	玉穂第1保育園	園長
4	芹澤 春那	健康推進課	保健師
5	伊藤 昭子	富士岡幼稚園	園長
6	鈴木 文	学校教育課	指導主事

事務局

No.	氏名	所属	備考
1	山崎 和夫	社会教育課	課長
2	青山 文彦	社会教育課図書館	館長
3	杉山 貴浩	社会教育課図書館	主任
4	瀬戸 進吾	社会教育課図書館	副主任
5	岩瀬 次夫	社会教育課図書館	社会教育指導員

読書についてのアンケート結果抜粋（児童・生徒）

第2次御殿場市子ども読書活動推進計画（改訂版）の基礎資料とするため、R3年10月に小中学校の協力を得て、アンケートを行った。集計結果には、比較のため過去のアンケートのデータを掲載した。

【アンケート対象】

- ① 小学3年生（各校1クラス抽出）養護学級は除く
- ② 小学5年生（各校1クラス抽出）養護学級は除く
- ③ 中学2年生（各校1クラス抽出、5クラス以上ある学校は2クラス以上抽出）養護学級は除く

【アンケート方法】

児童・生徒に配布し、家庭に持ち帰り記入等して学校に提出する。

H17年は12月に実施。回収数（配布数）：小3：295(319)、小5：322(341)、中2：287(310)

H22年は11月に実施。回収数（配布数）：小3：299(320)、小5：347(357)、中2：299(315)

H28年は7月に実施。回収数（配布数）：小3：274(290)、小5：276(287)、中2：281(295)

R3年は10月に実施。回収数（配布数）：小3：238(247)、小5：264(269)、中2：259(290)

Q. 1		本を読むことが好きですか					単位：%
		好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	無回答	計
小3	H17	50	33	13	3	1	100
	H22	52	33	10	5	0	100
	H28	52	30	13	5	0	100
	R3	47	39	10	4	0	100
小5	H17	36	44	16	4	0	100
	H22	37	43	16	4	0	100
	H28	42	34	21	3	0	100
	R3	40	34	21	5	0	100
中2	H17	37	41	15	5	2	100
	H22	42	39	14	5	0	100
	H28	40	33	19	8	0	100
	R3	39	36	17	8	0	100

「好き」と「どちらかといえば好き」の合計は、H28と比較し、小3は82%→86%、小5は76%→74%、中2は73%→75%であり、全体では77%→78%と微増しています。

Q. 2		学校が休みの日には、どのくらい本を読みますか					単位：%
		ほとんど読まない	1時間まで	1～2時間	2時間以上	無回答	計
小3	H22	35	41	14	10	0	100
	H28	35	43	15	7	0	100
	R3	41	36	13	10	0	100
小5	H22	36	40	17	7	0	100
	H28	34	39	16	8	3	100
	R3	39	33	17	9	2	100
中2	H22	49	28	16	7	0	100
	H28	54	22	13	10	1	100
	R3	60	23	8	8	1	100

H28と比較し、1時間以上読む層は、小3が22%→23%、小5が24%→26%とほぼ変わりませんが、中2が23%→16%と減少しています。また、各学年とも「ほとんど読まない」が増加しています。

Q. 3		マンガや雑誌をどのくらい読みますか						単位：％	
		読まない	年に数冊	月に 1～2冊	月に 3～5冊	月に 6～9冊	月に 10冊以上	無回答	計
小3	H17	22	19	30	12	6	10	1	100
	H22	18	20	26	15	9	12	0	100
	H28	26	20	23	12	4	13	2	100
	R 3	30	18	20	9	8	14	1	100
小5	H17	8	13	29	18	9	22	1	100
	H22	9	15	26	21	11	17	1	100
	H28	17	19	26	16	11	8	3	100
	R 3	14	16	19	21	11	18	1	100
中2	H17	3	11	25	31	14	14	2	100
	H22	6	11	23	28	11	21	0	100
	H28	14	16	22	23	7	18	0	100
	R 3	16	19	19	16	10	19	1	100

「読まない」子どもはH22からH28にかけて大幅に増加しましたが、H28とR3の比較では、小3が26%→30%、小5が17%→14%、中2が14%→16%と、大きな変動はありません。

Q. 4		授業以外で学校の図書室をどのくらい利用しますか						単位：％	
		利用しない	年に数回	月に 1～2回	週に1回	週に 2～3回	ほぼ毎日	無回答	計
小3	H17	8	17	27	19	20	8	1	100
	H22	7	16	27	19	15	15	1	100
	H28	8	14	19	16	18	23	2	100
	R 3	13	23	21	25	12	6	0	100
小5	H17	9	32	30	11	13	4	1	100
	H22	6	21	29	20	15	7	2	100
	H28	7	18	31	25	12	6	1	100
	R 3	6	24	24	24	14	7	1	100
中2	H17	50	30	11	4	3	0	2	100
	H22	49	29	11	4	3	2	2	100
	H28	41	36	11	5	5	2	0	100
	R 3	56	31	7	3	2	0	1	100

H28と比較して中2は「利用しない」が大幅に増加し、過半数を超えました。また、小3が「ほぼ毎日」利用すると答えた子どもが23%→6%と、大きく減少しています。

Q. 5		(学校以外の) 図書館などからどのくらい本を借りますか						単位：％	
		借りない	年に数冊	月に 1～2冊	月に 3～5冊	月に 6～9冊	月に 10冊以上	無回答	計
小3	H17	30	27	18	12	3	8	2	100
	H22	25	30	13	11	7	14	0	100
	H28	22	24	13	8	4	23	6	100
	R 3	29	28	15	7	7	11	3	100
小5	H17	32	35	11	10	5	6	1	100
	H22	28	38	8	8	5	11	2	100
	H28	26	34	11	10	10	8	1	100
	R 3	34	34	9	7	5	9	2	100
中2	H17	49	41	2	3	2	0	3	100
	H22	57	30	5	4	2	2	0	100
	H28	52	32	8	3	3	2	0	100
	R 3	59	31	2	4	1	2	1	100

H28と比較すると、月に6冊以上の層は、小3が27%→18%、小5が18%→14%、中2が5%→3%と減少しており、「借りない」子どもが各学年で増加しています。これは、コロナ禍での市立図書館の開館時間の短縮等の影響も考えられます。

Q. 6		本を読んでもらうこと（読み聞かせ）は好きですか					単位：%
		好き	どちらかとい えば好き	どちらかとい えば嫌い	嫌い	無回答	計
小3	H22	57	31	6	4	2	100
	H28	54	28	7	6	5	100
	R 3	54	29	9	5	3	100
小5	H22	39	44	11	5	1	100
	H28	39	41	14	4	2	100
	R 3	30	42	15	10	3	100
中2	H22	18	35	30	16	1	100
	H28	17	45	23	14	1	100
	R 3	13	44	27	14	2	100

H28と比較し、「好き」と「どちらかといえば好き」の合計は、小3は82%→83%とほぼ変わりませんが、小5は80%→72%、中2は62%→57%と減少しています。

Q. 7		1日にどれくらいICT機器を利用しますか					単位：%
		利用しない	1時間まで	1～2時間	2時間以上	無回答	計
小3	H28	51	31	7	6	5	100
	R 3	31	31	18	17	3	100
小5	H28	38	28	18	14	2	100
	R 3	21	28	27	22	2	100
中2	H28	16	23	27	34	0	100
	R 3	10	10	26	53	1	100

H28と比較し、利用する層は小3が44%→66%、小5が60%→77%、中2が84%→89%と、特に小3と小5で大幅に増加しており、学年が進むにつれて、利用頻度は高くなっていきます。また、中2は「2時間以上」利用する層が過半数を超えています。

※学校の授業で利用する場合を除きます。また、家族のICT機器を利用する場合を含みます。

※H28調査では、ICT機器をWeb機器と標記していました。

Q. 8		ICT機器で電子書籍を読みますか					単位：%
		よく読む	時々読む	たまに読む	読まない	無回答	計
小3	H28	5	18	11	63	3	100
	R 3	7	14	23	55	1	100
小5	H28	5	10	16	68	1	100
	R 3	9	18	30	42	1	100
中2	H28	9	15	17	58	1	100
	R 3	17	17	18	48	0	100

H28と比較し、電子書籍を読んでいる子どもは、小3が34%→44%、小5が31%→57%、中2が41%→52%と、各学年ともに増加しています。これは、小中学校にタブレット端末が一人一台配付されていることも影響があると考えられます。

※この設問における電子書籍には、教科書、学習参考書、マンガ、新聞、雑誌、ゲームの攻略本などは含まれません。

読書についてのアンケート結果抜粋 (保護者)

対象児童・生徒にアンケート用紙を配布し、家に持ち帰り保護者に記入してもらい回収した。平成17年のデータがあるものは比較のために掲載した。

H28年7月に実施。回収数(配布数) : 小3 : 263(290)、小5 : 247(287)、中2 : 199(295)
H17年12月 回収数 : 小3 : 295、小5 : 322、中2 : 279

Q. 1		本を読むことが好きですか					単位 : %
		好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	無回答	計
小3 保護者	H17	30	47	21	1	1	100
	H28	29	41	27	3	0	100
小5 保護者	H17	33	43	21	2	1	100
	H28	29	41	27	3	0	100
中2 保護者	H17	30	47	22	1	0	100
	H28	26	41	30	3	0	100

各学年の保護者とも、「好き」と「どちらかといえば好き」の合計は、平成17年と28年において、小3は77%→70%、小5は76%→70%、中2は77%→67%と、減少しています。

Q. 2		図書館をどのくらい利用しますか					単位 : %	
		ほとんど利用しない	1カ月に1~2回	1週間に1回	1週間に2~3回	ほぼ毎日	無回答	計
小3 保護者	H17	71	27	0	1	0	1	100
	H28	55	38	6	0	1	0	100
小5 保護者	H17	76	21	2	1	0	0	100
	H28	62	36	1	1	0	0	100
中2 保護者	H17	89	10	1	0	0	0	100
	H28	68	28	2	0	1	1	100

各学年の保護者とも、「ほとんど利用しない」が、大幅に減っています。

Q. 3		1カ月に何冊、図書館等から本を借りますか					単位 : %	
		ほとんど借りない	1~2冊	3~5冊	6~9冊	10冊以上	無回答	計
小3 保護者	H17	71	12	8	4	4	1	100
	H28	57	20	8	4	10	1	100
小5 保護者	H17	76	8	7	2	7	0	100
	H28	63	19	8	3	7	0	100
中2 保護者	H17	86	4	3	4	2	1	100
	H28	71	11	7	6	4	1	100

各学年の保護者とも、「ほとんど借りない」が、大幅に減っています。

Q. 4		初めて読み聞かせをした時の子どもの年齢は						単位：%
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	無回答	計
小3 保護者	H17	29	42	14	9	3	3	100
	H28	62	24	9	4	0	1	100
小5 保護者	H17	30	36	15	12	3	4	100
	H28	62	25	6	4	3	0	100
中2 保護者	H17	26	32	20	13	3	6	100
	H28	57	27	7	6	3	0	100

各学年の保護者とも、「0歳」からの読み聞かせが、大幅に増えています。

Q. 5		どのくらいの頻度で、読み聞かせをしていましたか						単位：%
		毎日	週に 3～4回	週に 1～2回	月に 2～3回	月に1回	無回答	計
小3 保護者	H17	26	28	24	11	3	8	100
	H28	33	27	23	11	4	2	100
小5 保護者	H17	28	26	24	10	3	9	100
	H28	37	31	19	8	4	1	100
中2 保護者	H17	33	27	23	5	3	9	100
	H28	41	29	21	7	2	0	100

各学年の保護者とも、「毎日」が増えています。

Q. 6		どうすれば子どもがもっと本を読むようになりますか (2つまで)								単位：%	
		本を話題にする	図書館や書店と一緒に 行く	家庭で本の 読み聞かせ をする	大人が本を 読む(姿を 見せる)	ゲーム等 をする時間 を減らす	学校の読 書環境を 整える	学校以外の図 書館などを充 実させる	その他	無回答	計
小3 保護者	H17	31	31	16	8	5	5	3	1	100	
	H28	16	31	16	14	6	7	4	2	4	100
小5 保護者	H17	29	30	8	18	7	5	3	0	100	
	H28	20	30	11	14	11	6	4	2	2	100
中2 保護者	H17	27	25	4	19	9	9	3	4	100	
	H28	21	30	5	14	14	7	5	4	0	100

各学年の保護者とも、「ゲーム等をする時間を減らす」「図書館などを充実させる」が増え、「本を話題にする」が減っています。

Q. 7		子どもの読書環境で、今後充実させて欲しいところは						単位：%	
		学校・園の 図書室	市立図書館	分館の整備	移動図書館	地域家庭文庫	その他	無回答	計
小3 保護者	H28	37	27	13	11	6	3	3	100
小5 保護者	H28	35	25	17	10	6	4	3	100
中2 保護者	H28	27	35	17	6	3	9	3	100

小3の保護者は「学校・園の図書室」、中2の保護者は「市立図書館」が、多いです。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子どもの読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県に

おける子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行なわれる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することが

できるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行なう図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



第2次 御殿場市子ども読書活動推進計画
【改訂版】

令和4年4月

編集・発行 御殿場市教育委員会 社会教育課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483

TEL 0550-82-0339

FAX 0550-82-0370

メール shakyo@city.gotemba.lg.jp